

無形文化遺産部会の設置について（案）

令和 2 年 4 月 日
文 化 審 議 会

1. 設置の趣旨

文化審議会令（平成 12 年 6 月 7 日政令第 281 号）第 6 条第 1 項及び文化審議会運営規則（平成 23 年 6 月 1 日文化審議会決定）第 4 条第 1 項の規定に基づき、下記 2. に関する調査審議を行うため、文化審議会に無形文化遺産部会を設置する。

2. 調査審議事項

- (1) 無形文化遺産の保護に関する条約（以下「無形文化遺産保護条約」という。）の実施に関し、文化庁として講すべき施策に関する基本的事項
- (2) 無形文化遺産保護条約第 12 条 1 に基づき、我が国の無形文化遺産の目録の更新に関する事項
- (3) 無形文化遺産保護条約第 16 条 1 に基づき、人類の無形文化遺産の代表的な一覧表に記載されることが適當と思われる我が国の無形文化遺産の候補に関する事項
- (4) その他、無形文化遺産保護条約の実施に関し必要な事項

3. 部会の議決

文化審議会令第 6 条第 6 項及び文化審議会運営規則第 4 条第 3 項に基づき、上記 2. に掲げる事項については、無形文化遺産部会の議決をもって審議会の議決とする。

ただし、審議会が必要と認めるときは、この限りでない。

4. 構成

文化審議会令第 6 条第 2 項の規定に基づき、会長が指名する委員、臨時委員により構成する。

文化審議会無形文化遺産部会 委員名簿

(令和2年4月 日現在)

今井 陽子 東京国立近代美術館工芸課教育・資料室長

岩崎まさみ 北海学園大学客員教授

大林賢太郎 京都造形芸術大学教授

唐澤 昌宏 東京国立近代美術館工芸館館長

久保田裕道 東京文化財研究所
無形文化遺産部無形民俗文化財研究室長

黒川 廣子 東京藝術大学美術館教授

清水 真一 徳島文理大学教授

竹内由紀子 女子栄養大学准教授

西岡 陽子 大阪芸術大学教授

吉家 信平 筑波大学名誉教授

松田 陽 東京大学准教授

宮田 繁幸 東京福祉大学特任教授

(計 12名)